

## 「新宿ルール実践のための行動指針」に関する ご意見やご質問と事務局回答

## 1 「新宿ルールに基づく取組についての説明会」の際の質疑応答

意見、質問 の対象	内容	事務局回答
取組全体	1-1 「新宿ルール改定案についての説明会」という開催通知だったが、いざ来てみると、主な説明対象は「新宿ルール実践のための行動指針」だった。これらの関係がよく分からない。	4月初旬に開催通知をお送りした後、事務局内の議論により、以下の方針変更があったため、ご案内のタイトルと実際のご説明内容が異なるものとなりました。 ・新宿ルール改定は行わない ・新宿ルールの実践力を高めるため、新たに「新宿ルール実践のための行動指針」を作成することとする
	1-2 この指針が想定するのは、どのような地震なのか？	発生する地震の規模は様々だと想定していますが、それらに共通する対応を、本指針では記載しています。
	1-3 本部立上をする／しない、いつ立ち上げた等の連絡の方法は？	今後の検討事項とします。 例えば、行政（新宿区）によって立上を宣言する等の検討を今後行います。
	1-4 災害時、今どのフェーズ、状況にあるのかの判断主体は？	今後の検討事項とします。
	1-5 本指針では、新宿駅周辺の行き場のない滞留者を避難場所（新宿御苑、新宿中央公園）に避難させることを想定しているが、避難場所は地域の住民の避難先でもある。これら性質の違う避難者を避難場所でどのように区別して対応するか？	それら二者を区別して対応を行うことは、現実的には不可能です。そのことを前提とした避難場所運営体制を整えることは、今後の検討事項とします。
	1-6 新宿御苑に避難した滞留者のための備蓄は、区で用意するのか。	新宿御苑や新宿中央公園といった避難場所での重要課題は、そこから一時滞在施設へ滞留者を如何に誘導するかなので、区では避難場所で活用する滞留者備蓄を整備することは予定していません。
		1-7 行き場のない帰宅困難者5万人のうち、1万人分の滞在施設は確保しているとのことだが、残りの4万人分の滞在施設不足について、指針では触れているのか

指針案の記載	1-8	今のルール行動指針の記載は、地震発生後に施設管理者が施設の安全確認を終える前に、滞留者が流入することを容認するように読める箇所がある。 消防計画等により、事業者は管理する施設の安全を確認する責任を負っている。その責任を軽視しているように読める記載は、修正してほしい。 安全確認の時間を確保しやすい記載に改めてほしい。	ご指摘を踏まえて、施設が人を留めたり、滞留者を受け入れるのは、施設の安全が確認された場合である旨の記載を、関係する箇所に追記しました。
	1-9	地下街の通路は公共の通路でもあるため、膨大な人数が通行する。 その全員分に対して備蓄等の備えをすることは難しいので、その点を配慮した記載にしてほしい。	行政が推奨する3日分の備蓄はあくまで目安なので、必須のこととして事業者に求めるものではありません。 その趣旨により、本指針においてはことさらに滞留者に備蓄物資を義務的に提供しなければならない等の記載は行っていません。

2 「新宿ルールに基づく取組についての説明会」以降のご意見やご質問と事務局回答

意見、質問の対象	内容	事務局回答
取組全体	<p>2-1 駅周辺地下街は、鉄道事業者以上に帰宅困難者などへの情報提供（交通機関の状況、避難場所の状況、一時滞在施設等の受け入れ先の状況など）が求められると思われしますので、行政からの防災無線やホットライン等の優先的かつ確実な情報提供ルートの整備を期待します。</p>	<p>今後の課題として、協議会と区にて検討いたします</p>
	<p>2-2 地下街にある公共通路は、地上の道路と同じ扱い（道路≠滞留場所）である旨の案内を行っていただきつつも、地下にあるため外観判断できず、化粧された内装の状態からの判断しか行えず、二次災害回避のため封鎖することもやむを得ないということを改めてご承知おきください。</p>	<p>ご意見として、参考にさせていただきます。</p>
指針案の記載	<p>2-3 防災の知識が乏しい組合員にも共有して、大地震時の行動の指針として活用したいと考えている。普及しやすいように、可能な限り、使用する用語の数を抑え、シンプルに見やすく、工夫してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、記載を工夫しました。</p>
	<p>2-4 この『新宿ルール実践のための行動指針』は駅周辺協議会会員を中心とした、駅周辺事業者向けのものであるとのことなので、事業者向けの記載に絞った方が、読み手としては分かり易い。</p>	<p>基本的には事業者の皆様向けの内容が主ですが、事業者の行動に関係する、来街者や滞留者の動きの記載を加えることで、内容が分かり易くなることがあるため、一部、来街者や滞留者の動きを記載しています。 記載の仕方は、なるべく分かり易くなるよう、工夫します。</p>
	<p>2-5 P.3以降のフェーズ解説にて ・[状況][期間]が分かれている理由が分かりにくい</p>	<p>[状況]では、災害対応の一連の流れの中でそのフェーズがどのような位置づけとなるかを述べ、[期間]では、そのフェーズの始まりと終わりの事象を記載しています。 記載の仕方は、なるべく分かり易くなるよう、工夫します。</p>
	<p>2-6 なるべく箇条書き等の一目で分かるスタイルで記載してほしい</p>	<p>ご意見を踏まえて、記載を工夫しました。</p>
	<p>2-7 指針のフレーズや、コピーをもう少し端的な表現にしてほしい</p>	<p>ご意見を踏まえて、記載を工夫しました。</p>

意見、質問 の対象	内容	事務局回答
	地下街の防災上の特殊性（①地上建物と異なり、外観から施設状況を確認できない ②鉄道駅施設と一体化もしくは接続する通路であり、絶えず歩行者動線が輻輳し、混乱が生じる）から、指針案の記載について、以下の修正をしてほしい。	
2-8	(1) 「指針」の項の記載の修正  現記載「行政との協定の有無に関わらず、わずかなスペースでも身の寄せ所のない滞在者を一時滞在させる」 修正案「施設管理者により当面の施設の安全が確認された施設にあつては、行政との協定の有無に関わらず、可能な限り、身の寄せ所のない者の一時的な避難を受け入れる」	ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正しました。  「施設の安全が確認された場合は、行政との協定の有無に関わらず、可能な限り行き場のない滞留者を受け入れる。」
2-9	(2) 「指針」の項に以下の記載を追加  「予期しないことが起こり得ることから、建物・施設に留まる場合でも、止むを得ず移動する場合でも、全て自己責任において行動する」	災害時の施設管理者、所有者の責任論については、現在国にて議論がなされているところです。議論の進展を注視し、ご意見については今後検討させていただきます。
2-10	(3) 「4つのフェーズ」の項のフェーズ2の部分に以下の記載を追加  「地下街などでは、施設の安全確認作業を行うため、一時的に流入者の抑止を行うことがあります。なお、施設の確認が確認できず、管理者が安全だと判断できない場合には、二次災害の発生を回避するため、公共地下通路を含めた施設の閉鎖を行います。この場合、在館者や滞留者は、秩序を保ちながら速やかに退避してください」	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正しました。  「4つのフェーズ」の項のフェーズ2の部分の記載「地域内事業者は、行政との協定の有無に関わらず・・・」を、応急点検の結果安全が確認された場合と安全が確認されなかった場合に分けて、留まる対応と退避する対応の両方を記載。
指針案の記載	2-11  (4) 「4つのフェーズ」の項のフェーズ2の部分に以下の記載を追加  「行政（新宿区）は、地域内事業者や一時滞在施設に対して、的確に情報提供を行います。」	ご意見のとおり、追記しました。

2-12	<p>(5) 「4つのフェーズ」の項のフェーズ3の部分に以下の記載を追加  「駅周辺地下街および地下通路は、避難路もしくは交通機関利用者用通路、緊急資材等の搬送路として確保する必要があるため、管理者の指示に従い滞留は避けてください」</p>	<p>ご意見として、参考にさせていただきます。</p>
2-13	<p>(6) 「各主体の行動」の項のフェーズ2のBの枠の記載の修正  現記載「施設が安全でインフラが利用可能な場合には、極力営業を継続する」  修正案「施設が安全でインフラが利用可能な場合には、営業再開に向けて準備する」</p>	<p>ご意見のとおり、修正しました。</p>
2-14	<p>(7) 「各主体の行動」の項の「C 特定組織・拠点等の動き」に「駅周辺地下街」の欄を設ける。各フェーズの行動の記載は以下のとおりとする。  フェーズ①「施設の目視による安全確認を行う」  フェーズ②「通路に滞留させず避難場所へ誘導する」「危険だと判断される場合には、速やかに退避させて施設を閉鎖する」  フェーズ③「情報提供に努め、通路機能を確保する」  フェーズ④「情報提供に努め、通路機能を確保する」</p>	<p>ご意見を踏まえて、以下のとおり一部修正しました。</p> <p>以下の記載を「各主体の行動」の「B 事業者」のフェーズ②の欄に追加  「主要な動線の確保のため、滞留者を通路等に留まらせず、避難場所等に誘導する。」</p>